

府情個第1614号

平成23年5月24日

宮部龍彦様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について(通知)

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：平成23年（行個）濟問第91号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成23年6月14日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することができ得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支え

がない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮詢庁に対し、その写しを送付することとしますので、ご了承願います。

提出先：内閣府 情報公開・個人情報保護審査会
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎5階
FAX 03-3502-0035

理由説明書

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、開示請求者が管理しているインターネット上の掲示板「鳥取ループ」につき、大阪法務局が削除要請した人権侵犯事件記録一式である。

大阪法務局長は、下記4の理由により、平成23年3月18日、保有個人情報の部分開示決定をし、同日付け庶第214号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」という。）がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意志による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 不服申立ての趣旨

審査請求人は、大阪法務局長が行った平成23年3月18日付け部分開示決定処分を取り消し、「調査の結果得られた証拠を印刷した書面」等、審査請求人によりインターネットにより公開されている情報について、不開示とした部分を開示に変更する決定を求めている。

4 部分開示を行った理由

(1) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報が含まれている。

したがって、これらの情報は法第14条第2号本文の不開示情報に該当する。

(2) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌憚のない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見を巡って関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する当機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るために、当機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、このような事態が生じることをおそれて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法第14条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

(3) 本件開示請求に係る保有個人情報には、人権擁護事務を遂行する職員に関する情報が含まれている。

人権擁護事務を遂行する職員に関する情報を審査関係人に開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法第14条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

(4) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、法人その他の団体に関する情報が含まれている。

法人その他の団体に関する情報を審査請求人に開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は法第14条第3号イの不開示情報に該当する。

また、これらの情報が開示されることとなれば、関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけではなく、調査そ

のものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、同条第7号柱書きの不開示情報にも該当する。

(5) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害を巡って当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実やその内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ关心を払っている実情からは、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容や当該関係者を推認することができる情報を第三者に開示すると、関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに応じることを拒否するようになる。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなる。

したがって、これらの情報は法第14条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、関係者の住所、氏名等の個人識別情報のみを不開示とすることの是非については、たとえ当該個人識別情報のみを不開示としたとしても、事件関係者であれば、供述の内容から供述者を特定したり、特定には至らないにしても、供述者を推測することは可能であることから、事件関係者間において無用のトラブルが発生し、人権侵害による被害者救済の目的が達成できないおそれがあるため、個人識別情報以外の部分を含めて不開示とせざるを得ない。

(6) 本件人権侵犯事件記録一式の中には、大阪法務局が調査の結果得た証拠の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い。しかしながら、当機関は、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段し

か有しておらず、その調査方法にはおのづから限界がある。そのような中、開示請求の都度、当機関の行った調査の結果得られた証拠の内容を全て明らかにしていくと、開示された情報の蓄積により、当機関の調査の手法を具体的に明らかにしてしまうことにつながりかねない。かかる場合、事後における類似事件の調査において、当機関の調査の手法を知った関係者等から誠実な供述が得られなくなるなど、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法第14条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

5 その他

審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別表のとおりである。

以上

文書番号	通し番号	枚数	文書名	個人情報 該当性 ○…全部該当 △…一部非該当 ×…全部非該当	開示・不開示の 有無 ○…全部開示 △…部分開示 ×…全部不開示	不開示理由	不開示部分 (黒塗り部分)
1	1	1	特別事件開始及び調査結果報告書決裁文書	○	△	(2)	決裁印及び下部の処理経過欄を除くすべての部分
2	2~4	3	特別事件開始及び調査結果報告書(H22.5.19付け)	○	△	(2)(5)	事件端緒欄, 申告等の概要欄, 理由欄, 参考事項欄, 目録欄
3	5	1	承認書(H22.5.26付け)	○	△	(2)(3)	メール件名, メール本文, 送信者の直通電話番号, FAX番号及びメールアドレス
4	6	1	特別事件処理報告書(H22.6.1付け)	○	△	(5)	事件端緒欄
5	7~13	7	口頭聴取書(H22.2.22付け)	○	△	(1)(5)	被聴取者の職業・氏名, 聽取内容
6	14, 15	2	電話聴取書(H22.2.23付け:午後1:50)	○	△	(5)	受信者欄, 聽取内容
7	16	1	電話聴取書(H22.2.23付け:午後6:50)	○	△	(2)	聴取内容
8	17~39	23	口頭聴取書(H22.3.1付け)	○	△	(1)(5)	被聴取者の所属・氏名, 件名, 聽取内容
9	40~51	12	人権侵害情報認知の報告書(H22.3.2付け)	○	○	(1)(2)(6)	決裁印, 日付, 訂正部分及び報告者欄を除く全ての部分
10	52, 53	2	電話聴取書(H22.3.5付け)	○	△	(5)	受信者欄, 聽取内容
11	54, 55	2	電話聴取書(H22.3.9付け)	○	△	(5)	発信者欄, 聽取内容
12	56	1	電話聴取書(H22.3.10付け)	○	△	(5)	発信者欄, 聽取内容
13	57	1	電話聴取書(H22.3.12付け)	○	△	(5)	発信者欄, 聽取内容
14	58	1	電話聴取書(H22.3.31付け)	○	△	(2)	聴取内容
15	59	1	法務省人権擁護局調査救済課発出文書(H22.3.31付け)	○	△	(2)	本文
16	60	1	電話聴取書(H22.4.6付け)	○	△	(4)(5)	受信者欄, 聽取内容
17	61~69	9	受信電子メール文書(H22.4.7付け)	○	△	(4)(5)	送信者欄, 件名, メール本文
18	70	1	電話聴取書(H22.4.13付け)	○	△	(4)(5)	受信者欄, 聽取内容
19	71~75	5	決裁文書(H22.4.15付け)	○	△	(2)(4)(5)	日付及び決裁印を除く全ての部分
20	76~79	4	受信電子メール文書(H22.4.21付け)	○	△	(4)(5)	送信者欄, 件名, メール本文

21	80	1	電話聴取書 (H22.4.21付け:午後2:00)	○	○			
22	81, 82	2	電話聴取書 (H22.4.21付け:午後3:15)	○	○			
23	83, 84	2	電話聴取書 (H22.4.21付け:午後4:00, 対 ミ ヤベ某男)	○	○			
24	85	1	電話聴取書 (H22.4.21付け:午後4:00, 対 本省)	○	△	(2)	聴取内容	
25	86~89	4	送信電子メール文書 (H22.4.22付け)	○	×	(2)(4)	全ての部分	
26	90, 91	2	受信電子メール文書 (H22.4.22付け)	○	△	(4)(5)	送信者欄, 件名, メール本文	
27	92~98	7	調査の結果得られた証拠を印 刷した書面	○	×	(1)(6)	全ての部分	

不開示理由

- (1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報(法14条2号本文)
- (2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が記載された部分(法14条7号柱書き)
- (3) 人権擁護事務を遂行する職員に関する情報が記載された部分(法14条7号柱書き)
- (4) 法人その他の団体に関する情報の内容に関する情報が記載された部分(法14条3号イ, 同条7号柱書き)
- (5) 開示請求者以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報が記載された部分(法14条7号柱書き)
- (6) 調査の過程で収集した証拠の内容が記載された部分(法14条7号柱書き)

(別 紙)

平成 23 年 (行個) 諮問第 91 号事件

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

